

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和8年5月定例会
(2026年)

予算常任委員会記録

会議日 6月19日(金)
(討論・採決)

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和 8 年（2026年） 6 月19日（金）

開会 午前10時

閉会 午前10時 7 分

○場 所

議 場

○出席委員

委 員 長 竹 村 博 之
委 員 益 田 洋 平
委 員 五 十 川 有 香
委 員 久 保 直 子
委 員 中 西 勇 太
委 員 山 根 建 人
委 員 後 藤 久 美 子
委 員 江 口 礼 四 郎
委 員 井 上 真 佐 美
委 員 塩 見 み ゆ き
委 員 清 水 亮 佑
委 員 林 恭 広
委 員 矢 野 伸 一 郎
委 員 乾 詮
委 員 井 口 直 美

副 委 員 長 藤 木 栄 亮
委 員 梶 川 文 代
委 員 西 岡 友 和
委 員 後 藤 恭 平
委 員 玉 井 美 樹 子
委 員 村 口 久 美 子
委 員 川 田 尚
委 員 浜 川 剛
委 員 野 田 泰 弘
委 員 柿 原 真 生
委 員 今 西 洋 治
委 員 白 石 透
委 員 小 北 一 美
委 員 高 村 将 敏
委 員 泉 井 智 弘

○欠席委員

委 員 澤 田 直 己

○説明のため出席した者

市 長 後 藤 圭 二
副 市 長 辰 谷 義 明

[総務部]

危機管理監 山 下 栄 治

[行政経営部]

部 長 北 澤 直 子

副 市 長 春 藤 尚 久
教 育 長 大 江 慶 博

部 長 井 田 一 雄

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

[税務部]

部 長 中 村 大 介

[市民部]

部 長 岡 松 道 哉

[都市魅力部]

部 長 脇 寺 一 郎

[児童部]

部 長 道 場 久 明 職 (育成センター) 岡 田 貴 樹

[福祉部]

部 長 梅 森 徳 晃

[健康医療部]

部 長 今 峰 み ち の 保 健 所 長 松 林 恵 介

[環境部]

部 長 道 澤 宏 行

[都市計画部]

部 長 清 水 康 司 理 (公共施設整備) 木 村 博 一

[土木部]

部 長 梶 崎 浩 明 理 (地域整備) 野 口 裕 嗣

[下水道部]

部 長 愛 甲 栄 作

[会計室]

会 計 管 理 者 伊 藤 さ お り

[消防本部]

消 防 長 山 田 武 史

[水道部]

水道事業管理者職務代理者
部 長 原 田 有 紀

[学校教育部]

部 長 大 山 達 也 教 育 監 植 田 聡

[地域教育部]

部 長 二 宮 清 之

○議会事務局出席職員

局 長 岡 本 太 郎 次 長 守 田 祐 介
参 事 辻 本 征 志 主 幹 水 落 康 介

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

主 査 岡 崎 祐 希
主 任 角 田 詩 織

主 査 新 宮 航 平

○付議事件

議案第63号 令和8年度吹田市一般会計補正予算（第1号）

（署名又は押印）委員長

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

(午前10時 開会)

○**竹村博之委員長** ただいまから、予算常任委員会を再開し、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

○**竹村博之委員長** 議案第63号 令和8年度吹田市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

意見を受けることにします。

○**柿原真生委員** 議案第63号 一般会計補正予算に対し、会派を代表して意見を述べます。

吹田市は、吹田市介護老人保健施設、以下「吹田老健」と述べますが、これが公の施設である必要性は低下したとして、2027年9月末をもって指定管理を終了するとともに廃止する議案を提案されました。これまで築いてきた介護サービスの質が維持できるか、ボランティア育成や住民との協働などが事業譲渡後に継続できるかどうかは不明です。事業団の経営改善のための時間的猶予を与えることもなく、長期入所者の受入れなどの不安も拭えないものです。

しかしながら、過日の健康福祉常任委員会で、吹田老健を廃止する条例並びに指定管理期間を1年6か月短縮する条例が賛成多数で可決されました。本補正予算には、今後も経営が改善しない前提の下での運営経費に対する市の負担金が計上されており、事業団職員の整理解雇に伴う退職金も、事業団が解散するのであれば必要なものであると考えます。

よって、吹田老健の廃止には反対の立場ですが、本補正予算にはやむなく賛成します。

○**五十川有香委員** 議案第63号 令和8年度吹田市一般会計補正予算（第1号）について、市民と歩む議員の会として意見を述べます。

本予算には、吹田市介護老人保健施設の事業譲渡に係る予算として、事業団に関する運営費負担金と民間譲渡に係る選定委員会の報酬費等が計上されています。吹田老健をめぐるここまでに至る拙速な市の方針決定をはじめ、様々な課題が浮き彫りになったことに対しては極めて遺憾であり、一連の進め方自体には到底賛同し難いものです。

まず、本案に計上されている運営費負担金2億円

について。

令和7年9月補正予算での9,000万円に続き、さらなる公金投入が必要となった背景には、ここ数年の赤字だけでなく、指定管理制度の開始当初から、万が一の際には職員全員が一斉に退職となり、さらに割増しも必要となる退職手当をどう工面するかという構造的な課題は存在していました。市は、そのリスクを当初から把握していたにもかかわらず、結果的に放置してきたことの責任は問われるべきです。

同時に、行政のチェック機関としての役割を果たすべき我々議会としても、これまでの財務処理の経緯や、事業団に内在していた構造的リスク、そしてここに至るまでの状況を十分に把握し切れていなかった、見抜けなかったことについては、反省しなければなりません。

また、今回の議案参考資料に書かれていた内容に、流用に関する手続上の問題が明らかとなりました。事業譲渡にあたり、この土地、建物の鑑定価格を出すための鑑定料が、本年2月27日に流用によって対応されていた件についてです。

市は、緊急性があったと言われていましたが、当時は2月定例会の開会中であつたことを鑑みれば、決して適正な予算処理とは言えません。さらに、このような変則的な手続を行っていたながら、議会に対して事前の説明も報告もなかった点は、議会の軽視であり、断じて看過できるものではありません。

しかしながら、今回の補正予算に計上されている2億円は、事業譲渡が行われるまでの間、現在入所されている市民の皆様が安全にサービスを受け続け、また、職員の皆様が雇用契約どおり安心して働き続けるために、極めて重要な意味を持つ大切な予算であります。

よって、利用者保護と雇用の継続という、福祉行政が担うべき最低限の責任を果たすため、本予算措置については必要不可欠なものであるため、賛成いたします。

ただし、この予算はあくまで、次の受皿や利用者の安全が100%確保されるまでの猶予期間をつくるための予算であるべきです。売却先、すなわち譲渡先法人すら決まっていない現段階において、先に条

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

例廃止という退路を断つ決定を行うことは、市民を不安に陥れ、福祉現場に大きな混乱を招く拙速な幕引きにほかなりません。

まずは現場が混乱せず、引き続き安全なサービスを提供できるよう、現場の皆様のお声や気持ちに十分に寄り添った対応を行うこと。

そして、これまで培ってきたノウハウが生かされるよう工夫し、適切に介護サービスが継続される譲渡先の事業者選定が行えるよう、行政として責任を果たし尽くすことを強く求めまして、賛成意見いたします。

○竹村博之委員長 ほかに発言はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第63号を採決します。

議案第63号を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり承認されました。



○竹村博之委員長 以上で、予算常任委員会を閉会します。

(午前10時7分 閉会)